平成30年 無所属の会　発行

志民だより

豊中市議会議員
北ノ坊 しんじ

この度の地震で被害に遭われました方々に心よりお見舞い申し上げます
ご相談やお気づきのことなどございましたら、お気軽に裏面記載の事務所までご連絡下さい

地区計画＊1の続報　審議会で異例の付帯意見

各方面からたくさんの反応をいただきましたので改めてわかりやすく経緯とその後の動きについてご説明したいと思います。

> ＊1 地区計画とは
> 都市計画法に定められた制度で、一定の区域において建築物や土地の形態・用途等について、制限や緩和を規定することができる。違反するものに対して指導・勧告はできるが法的拘束力はない。この地区計画を市町村条例化した場合、法的拘束力が発生する。

これまでの経緯

以前この議会報告でもお伝えしましたが、豊中市内では住民発意の地区計画が進められ、自分たちの住む地区の土地利用について法的拘束力を持ったルール作りが進められています。住民自ら努力してルール作りをしていくことは素晴らしいことであると考え、私も積極的にこの制度の周知を行ってきましたが、障害者＊2や高齢者にとって住まいであるグループホームが、近年、建築基準法上『寄宿舎』に該当するとされたため、地区計画の内容上、用途が『住宅』に限定されると、当該地区計画区域では『寄宿舎』が設置できず、結果としてグループホームが排除されるという事態が起こっておりました。昨年の9月議会では、私が率先して議論を巻き起こし、結果、議会のほぼすべての意思で『地区計画でグループホームが排除されるのは良くない』ということになりました。

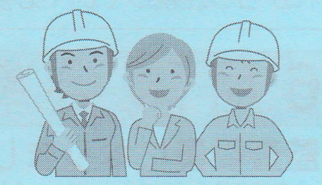

グループホームの現状

厚生労働省は現在、「施設から地域へ」ということを掲げ、高齢者や障害者の住まいを大規模な「施設」から地域居住へと移行していく取り組みを推進しています。この地域移行の中心的役割を果たすのがグループホームであると位置づけられ、外観上は普通の住宅と何ら変わりがない一戸建て住宅やマンションの一室を活用したグループホームの設置が進んでおり、市内でもすでに70か所以上の障害者グループホームがあります。それでも特に障害者のグループホームが豊中市では不足しており、市において整備方針を策定して重点的に取り組む方向性を打ち出しているところです。一方、グループホーム自体が世間でまだまだ認知されていないこともあり、設置予定地の近隣住民から反対の声が上がり、設置が困難な例も増加しています。グループホームという形態でしか暮らしていけない障害者がおられる一方、整備が進まなければ行き場を失う障害者が今後増加することも考えられ、全ての人に居住権を保証している憲法の理念にも抵触する人権問題として今後大きくなっていく恐れがあります。

北ノ坊 しんじ　プロフィール

生　　年	：昭和49年（1974年）　豊中市岡町生まれ
出 身 校	：克明小・豊中5中・豊中高・立命館大・立命館大大学院（経営学修士）
主な議会歴	：会派幹事長、議会運営委員長、環境福祉常任委員長、建設水道常任副委員長、空港問題調査特別委員長、都市計画審議会委員、クリーンランド議会議員 など
現 役 職	：監査委員、総務常任委員会委員、空港問題調査特別委員会委員
そ の 他	：おかまちまちづくり協議会運営委員、ボーイスカウト豊中18団副団委員長兼RS隊長 など

審議会の意見

今回の審議会で出された議案の主なものは、昨年9月議会（審議会では8月）で審議された地区計画を含めて複数地区から、規制内容の変更を求めるものでした。民泊を禁止すると同時にグループホームを設置可能に変更する地区の議案は全会一致ですんなりと可決されましたが、民泊禁止の変更のみで提出された4地区の議案に対して意見や質問が相次ぎました。

昨年の9月議会での審議の際に「都市計画審議会の委員さんにもっと福祉のまちづくりという観点を持ってもらいたい」といった議員の発言がありましたので、私は審議会委員として他の委員さんたち、とりわけ議会選出委員はすでに議会で意見表明が済んでますので議会選出以外の委員の方々にどのように考えておられるか意見を求めました。すると、やはり、グループホームが排除されるのは良くないという意見が相次ぎ、結果として、「高齢者や障害者の住まいであるグループホームを立地可能とする地区計画変更に関する議論を地区で継続的に進めること」という意見を付して議決するということになりました。都市計画審議会でこのように議決に際し、付帯意見が付くということは極めてまれなケースであり、やはりこの地区計画には極めて問題があるということが都市計画審議会でも改めて意思表明されました。

現在、グループホームが設置不可となっている地区計画地区についても、市長の特例許可という条項を使ってグループホームの設置ができる運用をすると市は表明していますので、実質的には地区計画が変更されなくてもグループホームの設置は可能となっていますが、人権問題としてとらえた場合、このまま変更せずにいると、当該地区は人権意識の低い地区としての評価が定着してしまう恐れがあります。そのため、今後も変更に向けた取り組みを地区住民自らの手で行っていただくよう、これからも注視していく必要があります。

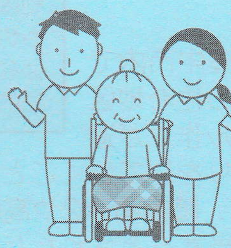

＊2 「障害」の表記について

かつて、「障碍」という表記が使われていましたが、「碍」の字が当用漢字から外れたため、それ以降、「障害」という表記になった経緯があり、現在、法令などにおいては「障害」の表記が使用されています。一方、「害」の字の印象が良くないという趣旨から、行政の方針や計画などにおいては「障がい」という表記も見受けられ、三つの表記が混在しているのが現状です。私もどの表記を使うか悩み、障害当事者や障害者支援団体の方々にもご意見を伺いましたが、『あまりこだわりはない』というご意見が意外に多かったため、現状は「障害」の表記を使用しております。

6月議会報告

監査委員になりました

6月議会において、今年度の議会内役職が決まり、監査委員、総務常任委員会委員、空港問題調査特別委員会委員を担うことになりました。

監査委員は豊中市では常勤1名、非常勤1名、議会選出2名の合計4名で構成されており、会計監査のみならず業務監査についても対象となっています。適法性があるかどうかという視点も求められますが、非常勤の方が弁護士であることも踏まえ、むしろ議会選出監査委員として、様々な政策との整合性や市民目線で見た場合の妥当性などといった視点も併せ持って取り組んでいきたいと思います。

空港問題調査特別委員会委員は、会派の仲間の議員さんのご理解もあって結果的に4年連続で務めさせていただくことになります。空港問題はライフワークとして取り組んでいきたいと考えております。

この志民だよりは豊中市議会政務活動費を使用して発行しています
発行 豊中市議会 無所属の会　〒561−8501 豊中市中桜塚3−1−1 TEL 06−6858−2620

ご意見･ご感想などは下記FAXまたはE-mailへどうぞ

北ノ坊 しんじ 事務所

月曜日～木曜日　朝10時から
夕方5時まで開設しています

〒561-0885　豊中市岡町10-10
電　話：06-6857-7620
FAX：06-6857-4814
FAX番号変わりました
E-mail：shinji@kitanobo.net

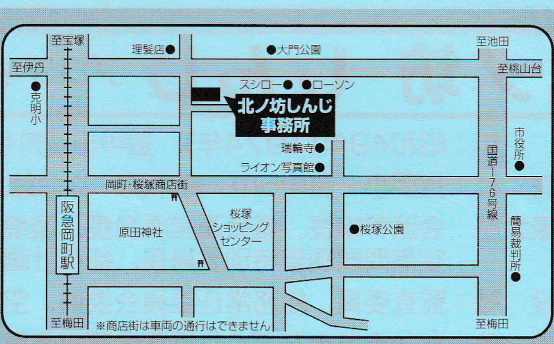

★従来より引き続き「ふれあいコーナー（リサイクルバザー）」も開設しています